

## 職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

### 記

- 1 発生年月日  
令和4年4月から令和6年3月まで
- 2 所属の種別  
小学校
- 3 年齢  
27歳
- 4 管理職、一般職の別  
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別  
教育職員
- 6 事件・事故の概要  
当該職員は、令和4年度及び令和5年度の担任学級において、単元テストの一部を実施・採点・返却せず放置し、通信票を作成する際、テストの結果に依らず、成績評価を行った。また、令和5年度担任学級において、副教材等を返却せず放置した。
- 7 処分内容  
懲戒処分として「減給1月」
- 8 処分年月日  
令和6年6月10日
- 9 管理監督責任  
管理職1人 文書厳重注意

## 職員の処分について（その2）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

### 記

- 1 発生年月日  
令和6年2月18日
- 2 所属の種別  
高等学校
- 3 年齢  
57歳
- 4 管理職、一般職の別  
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別  
教育職員
- 6 事件・事故の概要  
当該職員は、週休日に勤務する高等学校内で、同校に在籍している女子生徒に、自身の用意した衣装を身につけさせ、写真撮影を行った。また、写真撮影を行う中で、当該生徒への不必要な身体的接触を行うなど、当該生徒の性的羞恥心を害した。
- 7 処分内容  
懲戒処分として「免職」
- 8 処分年月日  
令和6年6月10日
- 9 管理監督責任  
管理職1名 文書厳重注意